

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画主体	那覇市・豊見城市・糸満市・南城市・八重瀬町・南風原町

## 沖縄本島南部地区鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 JA おきなわ南部地区営農センター  
所在地 沖縄県八重瀬町伊覇290-1  
電話番号 098-840-7800  
FAX番号 098-840-7477  
メールアドレス

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シロガシラ
計画期間	平成20年度～平成22年度
対象地域	那覇市・豊見城市・糸満市・南城市・八重瀬町・南風原町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成19年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シロガシラ	平成19年度全体	3,083万円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>1. 生息状況：シロガシラは、1976年に糸満市で初めて確認され、その後同地域を中心に徐々に個体数が増加し、分布域も拡大している。平成18年現在本島北部東村まで被害の報告がでている。</p> <p>2. 被害発生時期：群れを形成し始める11月から営巣・産卵が始まる4月までが最も被害の大きい時期</p> <p>3. 発生場所：被害はレタス等、露地作物中心の栽培が多い、糸満市、八重瀬町、豊見城市での被害が多発しており、近年、サインゲンなどにも被害が発生し、本島南部地区一円に被害が広がっている。</p>
--

(注) 1 近年の被害の傾向 (生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等) 等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成19年度)	目標値(平成22年度)
被害額の減少 (-25%)	3,083万円	2,312万円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	銃器による駆除 捕獲箱の設置 捕獲箱の改良	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型で群れで行動し、飛翔範囲が広く、市町村ごとの銃器による駆除では効果が少ないため広域で対応する必要がある。</li> <li>・捕獲箱の軽量化・低価格化</li> <li>・効果の高い設置方法の検討</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	防鳥ネットの導入 忌避資材の設置 収穫放棄畑の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防鳥ネットの低価格化・作業性の改善</li> <li>・広域的な対策の実施</li> <li>・狩猟免許取得による担い手育成</li> </ul>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛翔し、移動範囲も広いため、各市町村の連携により広域的に対策を取り組んでいく。</li> <li>・軽量で安価な捕獲箱の開発および実証</li> <li>・南部地区におけるシロガシラの生態および生育状況の把握</li> <li>・狩猟免許取得の推進</li> </ul>
---

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 地区協議会で全体を把握し、市町村ごとに設置した対策班において、捕獲箱の設置、管理、実態把握に努める。
- ・ 対策班の構成は、市町村担当者、普及センター、JAおきなわ支店担当者、病害虫防除技術センター、猟友会
- ・ 銃器を使用する駆除を行う際には、猟友会の指導のもと、対策班が実施隊となり、各市町村長の任命を受け、駆除を行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20	シカ	捕獲箱の設置および改良、実証 狩猟免許の取得
21	シカ	捕獲箱の設置および改良、実証 狩猟免許の取得
22	シカ	捕獲箱の設置および改良、実証 狩猟免許の取得

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

- 捕獲計画数等の設定の考え方**
- シカの被害額については、毎年度の市町村の被害調査を活用する。生息状況の詳細なデータがないため、捕獲数のデータがある市町村の資料を基に算出し、今後、詳細な調査を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	20年度	21年度	22年度
シロガシラ	4,000	4,000	4,000

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲時期：10月～3月 捕獲手段：捕獲箱（改良型） 捕獲予定場所：別紙市町村別設置計画参照

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南部地区（那覇市・豊見城市・糸満市・南城市・南風原町・八重瀬町）	シロガシラ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20	シカ	生息調査等 対策講習会開催、講演会開催 パンフレット等、対策資料作成
21	シカ	生息調査等 対策講習会開催、講演会開催 パンフレット等、対策資料作成
22	シカ	生息調査等 対策講習会開催、講演会開催 パンフレット等、対策資料作成

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	本島南部地区野生鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
JA おきなわ南部地区営農センター	事業会計事務、協議会会計事務、
市町村	被害対策実施
普及センター	被害対策方法普及、被害対策実施
病害虫防除センター	被害対策方法指導
JA おきなわ南部地区各支店	被害対策実施
猟友会	駆除実施方法指導、銃器による駆除

- (注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥獣害アドバイザー	被害対策方法指導、調査等アドバイス

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策班に猟友会が加わり、実施隊として活動する。</li> <li>・南部地区野生鳥獣被害対策協議会において、銃器による駆除の必要があると認められた際には、猟友会を含む各対策班が各市町村から実施隊の任命を受ける。</li> </ul>
--

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲数を確認の上、捕獲現場において埋設処分
-----------------------

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。